

税目	内容	細目	適用時期																																	
個人課税 (所得税・住民税)	I. 住宅・土地税制	<p><b>1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除</b></p> <p>住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除につき適用期限(令和3年12月31日)を<b>令和7年12月31日</b>まで4年延長するとともに次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 年末残高の限度額(借入限度額)、控除率及び控除期間</p> <p>住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)、控除率及び控除期間を次のとおりとする。</p> <p>① ②以外の住宅の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年、令和5年</td> <td>3,000万円</td> <td rowspan="2">0.7%</td> <td>13年</td> </tr> <tr> <td>令和6年、令和7年</td> <td>2,000万円</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の金額等は、住宅の取得等が居住用家屋の新築、居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得又は宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の居住用家屋の取得である場合の金額等であり、それ以外の場合(既存住宅の取得又は住宅の増改築等)の借入限度額は一律<b>2,000万円</b>、控除期間は一律10年とする。</p> <p>② 認定住宅等の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">認定住宅</td> <td>令和4年、令和5年</td> <td>5,000万円</td> <td rowspan="4">0.7%</td> <td rowspan="4">13年</td> </tr> <tr> <td>令和6年、令和7年</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ZEH水準 エネ住宅</td> <td>令和4年、令和5年</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年、令和7年</td> <td>3,500万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">省エネ基準 適合住宅</td> <td>令和4年、令和5年</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年、令和7年</td> <td>3,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、上記の「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。</p> <p>(注2) 上記の金額等は、住宅の取得等が認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないもの若しくは宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものの取得である場合の金額等であり、住宅の取得等が認定住宅等で建築後使用されたことのあるもの(既存住宅)の取得である場合における借入限度額は一律<b>3,000万円</b>、控除期間は一律10年とする。</p> <p>(2) 所得要件 適用対象者の所得要件を <b>2,000万円</b>以下(現行:3,000万円以下)に引き下げる。</p> <p>(3) 床面積特例の場合の所得要件 個人が取得等をした床面積が<b>40㎡以上50㎡未満</b>である住宅の用に供する家屋で令和5年12月31日以前に建築確認を受けたものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が<b>1,000万円</b>を超える年については適用しない。</p> <p>(4) 適用範囲の見直し 令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅の用に供する家屋(登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のもを除く。)又は建築確認を受けない住宅の用に供する家屋で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものうち、一定の省エネ基準を満たさないものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、本特例の適用ができないこととする。</p> <p>(5) 既存住宅の築年数要件の廃止など 適用対象となる既存住宅の要件について、<b>築年数要件(対価住宅25年、非耐火住宅20年)を廃止</b>するとともに、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋(登記簿上の<b>建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋</b>については、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋とみなす。)であることを加える。</p> <p><b>2. 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除</b></p> <p>認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について適用期限(令和3年12月31日)を<b>令和5年12月31日</b>まで2年延長するとともに、対象住宅の新築等をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の対象住宅、標準的な性能強化費用に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。</p>	居住年	借入限度額	控除率	控除期間	令和4年、令和5年	3,000万円	0.7%	13年	令和6年、令和7年	2,000万円	10年	住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間	認定住宅	令和4年、令和5年	5,000万円	0.7%	13年	令和6年、令和7年	4,500万円	ZEH水準 エネ住宅	令和4年、令和5年	4,500万円	令和6年、令和7年	3,500万円	省エネ基準 適合住宅	令和4年、令和5年	4,000万円	令和6年、令和7年	3,000万円	<p>◆付録①参照</p> <p>☆ZEH・・・(ゼッチ/ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス):断熱・省エネ・創エネでエネルギー消費量が正味ゼロの住宅</p> <p>※左記(2)及び(5)の改正は住宅の取得等をして令和4年1月1日以後に居住の用に供した場合につき適用する。</p>
居住年	借入限度額	控除率	控除期間																																	
令和4年、令和5年	3,000万円	0.7%	13年																																	
令和6年、令和7年	2,000万円		10年																																	
住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間																																
認定住宅	令和4年、令和5年	5,000万円	0.7%	13年																																
	令和6年、令和7年	4,500万円																																		
ZEH水準 エネ住宅	令和4年、令和5年	4,500万円																																		
	令和6年、令和7年	3,500万円																																		
省エネ基準 適合住宅	令和4年、令和5年	4,000万円																																		
	令和6年、令和7年	3,000万円																																		

税目	内容	細目				適用時期																		
個人課税 (所得税・住民税)	I. 住宅・土地税制 (続)	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>居住年</td> <td>対象住宅</td> <td>控除対象限度額</td> <td>控除率</td> </tr> <tr> <td>令和4年、令和5年</td> <td>認定住宅 ZEH水準省エネ住宅</td> <td>650万円</td> <td>10%</td> </tr> </table>	居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率	令和4年、令和5年	認定住宅 ZEH水準省エネ住宅	650万円	10%	<p><b>3. 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の特別控除</b> 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について適用期限(令和3年12月31日)を令和7年12月31日まで4年延長するとともに、次の措置を講ずる。</p> <p>① 再建住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)、控除率及び控除期間を次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>居住年</td> <td>借入限度額</td> <td>控除率</td> <td>控除期間</td> </tr> <tr> <td>令和4年、令和5年</td> <td>5,000万円</td> <td rowspan="2">0.9%</td> <td rowspan="2">13年</td> </tr> <tr> <td>令和6年、令和7年</td> <td>4,500万円</td> </tr> </table> <p>(注)上記の金額等は、再建住宅の取得等が居住用家屋の新築又は居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものの取得である場合の金額等であり、それ以外の場合(既存住宅の取得又は住宅の増改築等)における借入限度額は一律3,000万円と、控除期間は一律10年とする。</p> <p>② 令和7年1月1日以後に居住の用に供する再建住宅のうち、警戒区域設定指示等の対象区域外に従前住宅が所在していた場合については、本特例の適用ができないこととする。</p>			居住年	借入限度額	控除率	控除期間	令和4年、令和5年	5,000万円	0.9%	13年	令和6年、令和7年	4,500万円	※左記の改正は居住年が令和5年以後である者が、令和6年1月1日以後に行う確定申告及び年末調整について適用する。  ☆税務署は納税者に年末残高情報の交付を行う。
		居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率																			
令和4年、令和5年	認定住宅 ZEH水準省エネ住宅	650万円	10%																					
居住年	借入限度額	控除率	控除期間																					
令和4年、令和5年	5,000万円	0.9%	13年																					
令和6年、令和7年	4,500万円																							
<p><b>4. 住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除に係る確定申告手続等</b> 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る確定申告手続等について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 住宅ローン控除申請書の提出 令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(以下「住宅ローン控除」という。)の適用を受けようとする個人は、住宅借入金等に係る一定の債権者に対して、当該個人の氏名及び住所、個人番号その他の一定の事項(以下「申請事項」という。)を記載した申請書(以下「<b>住宅ローン控除申請書</b>」という。)の提出をしなければならないこととする。</p> <p>(2) 住宅ローン控除申請書の提出を受けた債権者 住宅ローン控除申請書の提出を受けた<b>債権者</b>は、当該住宅ローン控除申請書の提出を受けた日の属する年の翌年以後の控除期間の各年の10月31日(その提出を受けた日の属する年の翌年にあつては、1月31日)までに、当該住宅ローン控除申請書に記載された事項及び当該住宅ローン控除申請書の提出をした個人のその年の12月31日(その者が死亡した日の属する年にあつては、同日)における<b>住宅借入金等の金額等を記載した調書</b>を作成し、当該債権者の本店又は主たる事務所の所在地の<b>所轄税務署長に毎年提出</b>しなければならない。</p> <p>この場合において、当該債権者は、当該住宅ローン控除申請書につき帳簿を備え、当該住宅ローン控除申請書の提出をした個人の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならないこととする。</p> <p>(3) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書の記載事項に、住宅借入金等の年末残高を加えることとする。</p> <p>(4) 確定申告書への添付不要 令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅ローン控除の適用を受けようとする個人は、<b>住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書及び新築の工事の請負契約書の写し等</b>については、<b>確定申告書への添付を不要</b>とする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該適用に係る新築の工事の請負契約書の写し等の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあつたときは、その適用を受ける個人は、当該書類の提示又は提出をしなければならないこととする。</p> <p>(5) 借入金の年末残高証明書の添付不要 給与等の支払を受ける個人で年末調整の際に、令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅ローン控除の適用を受けようとする者は、住宅取得資金に係る<b>借入金の年末残高証明書</b>を、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書への<b>添付を不要</b>とする。</p>	☆税務署は年末残高が書かれた「住宅ローン控除証明書」を <b>毎年</b> 交付																							

税目	内容	細目	適用時期																						
個人課税 (所得税・住民税)	I. 住宅・土地税制 (続)	<p><b>5. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等</b> 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限(令和3年12月31日)を令和5年12月31日まで2年延長する。</p> <p><b>6. 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等</b> 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限(令和3年12月31日)を令和5年12月31日まで2年延長する。</p> <p><b>7. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除</b> 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限(令和3年12月31日)を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 控除対象限度額及び控除率 令和4年及び令和5年に耐震改修工事をした場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事完了年</th> <th>控除対象限度額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年、令和5年</td> <td>250万円</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 標準的な工事費用の額 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。</p> <p><b>8. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除</b> 適用期限(令和3年12月31日)を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 控除対象限度額及び控除率 特定の改修工事をし令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>対象工事</th> <th>控除対象限度額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">令和4年、 令和5年</td> <td>バリアフリー改修工事</td> <td>200万円</td> <td rowspan="5">10%</td> </tr> <tr> <td>省エネ改修工事</td> <td>250万円 (350万円)</td> </tr> <tr> <td>三世帯同居改修工事</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事</td> <td>250万円 (350万円)</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事</td> <td>500万円 (600万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額である。</p> <p>(2) 耐震改修工事又は特定の改修工事と併せて行うその他の一定の工事に係る税額控除 個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について上記7(1)の耐震改修工事又は上記(1)の対象工事をして、当該家屋を令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合(その工事の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)には、一定の要件の下で、当該個人の居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から次に掲げる金額の合計額(当該耐震改修工事又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額と1,000万円から当該金額(当該金額が控除対象限度額を超える場合には、当該控除対象限度額)を控除した金額のいずれか低い金額を限度)の5%に相当する金額を控除する。</p> <p>① 当該耐震改修工事又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額(控除対象限度額を超える部分に限る。)の合計額 ② 当該耐震改修工事又は対象工事と併せて行うその他の一定の工事に要した費用の金額(補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額)の合計額</p> <p>(注)上記の「標準的な工事費用相当額」とは、耐震改修工事又は対象工事の種類等ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該耐震改修工事又は対象工事を行った床面積等を乗じて計算した金額(補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額)をいう。</p>	工事完了年	控除対象限度額	控除率	令和4年、令和5年	250万円	10%	居住年	対象工事	控除対象限度額	控除率	令和4年、 令和5年	バリアフリー改修工事	200万円	10%	省エネ改修工事	250万円 (350万円)	三世帯同居改修工事	250万円	耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	250万円 (350万円)	耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	500万円 (600万円)	
工事完了年	控除対象限度額	控除率																							
令和4年、令和5年	250万円	10%																							
居住年	対象工事	控除対象限度額	控除率																						
令和4年、 令和5年	バリアフリー改修工事	200万円	10%																						
	省エネ改修工事	250万円 (350万円)																							
	三世帯同居改修工事	250万円																							
	耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	250万円 (350万円)																							
	耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	500万円 (600万円)																							

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	I. 住宅・土地税制 (続)	<p>(3) 適用対象となる省エネ改修工事 適用対象となる省エネ改修工事を窓の断熱改修工事又は窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事(現行:全ての居室の全ての窓の断熱改修工事又は全ての居室の全ての窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事)とする。</p> <p>(4) 標準的な工事費用の額 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。</p> <p><b>9. 被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例</b> 被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例について、その譲渡期限の要件を5年延長する。</p> <p><b>10. 特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例</b> 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換え資産が令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅(登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のもを除く。)又は建築確認を受けない住宅で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものである場合の要件にその住宅が一定の省エネ基準を満たすものであることを加えた上、その適用期限(令和3年12月31日)を<b>令和5年12月31日</b>まで2年延長する。</p> <p><b>11. 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除</b> 令和4年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者(住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者に限る。)のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。)を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に<b>5%</b>を乗じて得た額(最高<b>9.75万円</b>)の控除限度額の範囲内で減額する。</p>	<p>※令和4年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換え資産につき適用する。</p>
	II. 金融・証券税制	<p><b>1. 配当等に係る所得税の課税除外及び源泉徴収不適用措置</b> 一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の<b>源泉徴収を行わない</b>こととするほか、これに伴う所要の措置を講ずる。</p> <p>① 完全子法人株式等(株式保有割合<b>100%</b>)に該当する株式等に係る配当等 ② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が<b>直接に保有する</b>他の内国法人の株式等(当該内国法人が名義人として保有するものに限る。以下同じ。)の発行済株式等の総数等に占める割合が<b>3分の1超</b>である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等 (注1) 上記の「一定の内国法人」とは、内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人をいう。 (注2) <b>直接保有</b>・・・源泉徴収をする「配当支払側」が持つ情報だけで確実に判断できるものに限定するため</p> <p><b>2. 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例</b> 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 内国法人から支払を受ける<b>上場株式等の配当等</b>で、その支払を受ける居住者等(以下「対象者」という。)及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合(以下「株式等保有割合」という。)が<b>3%以上</b>となるときにおけるその対象者が支払を受けるものを、<b>総合課税の対象</b>とする。</p> <p>(2) 上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が100分の1以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から1月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。</p>	<p>※令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等につき適用 ☆源泉徴収がなければ発生しなかった<b>還付加算金888社、3億6,500万円</b>(会計検査院の指摘)</p> <p>※令和5年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等につき適用する。</p> <p>※令和5年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等につき適用する。</p>
	III. その他	<p><b>1. 納税地の特例制度等の見直し</b> 納税地の特例制度等について、次の見直しを行う。</p> <p>① 納税地の変更に関する届出書について、その提出を不要とする。 ② 納税地の異動があった場合に提出することとされている届出書について、その提出を不要とする。</p>	<p>※令和5年1月1日以後の納税地の変更等につき適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	Ⅲ その他 (続)	<p><b>2. 隠蔽仮装行為に基づく確定申告書等の場合の必要経費不算入措置</b></p> <p>その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る<b>収入金額が300万円を超えるもの</b>が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る所得税についての調査があったことにより当該所得税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。以下同じ。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分のこれらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額（資産の販売又は譲渡における当該資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供における当該資産の取得に直接に要した額として一定の額を除く。以下「売上原価の額」という。）及びその年の販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額は、次に掲げる場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額を除き、その者の各年分のこれらの所得の金額の計算上、<b>必要経費の額に算入しない</b>こととする。</p> <p>① 次に掲げるものにより当該売上原価の額又は費用の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合（災害その他やむを得ない事情により当該取引に係るイに掲げる帳簿書類の保存をすることができなかつたことをその者において証明した場合を含む。）</p> <p>イ. その者が所得税法の規定により保存する帳簿書類</p> <p>ロ. 上記イに掲げるもののほか、その者がその住所地その他の一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件</p> <p>② 上記①イ又はロに掲げるものにより、当該売上原価の額又は費用の額の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（上記①に掲げる場合を除く。）であつて、当該相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合</p> <p>（注）その者がその年分の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額のうち、その提出したその年分の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外する。</p> <p><b>3. 社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る確定申告手続等</b> 次の措置を講ずる。</p> <p>① 社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける際に確定申告書等に添付等をする事とされている控除証明書の範囲に、当該控除証明書を交付すべき者から電磁的方法により提供を受けた当該控除証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により<b>印刷した書面</b>で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。</p> <p>② 社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける際に給与所得者の保険料控除申告書に添付をする事とされている控除証明書の範囲に当該控除証明書を交付すべき者から電磁的方法により提供を受けた当該控除証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により<b>印刷した書面</b>で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。</p> <p>③ 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受けようとするものは、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、上記②の控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、当該<b>控除証明書に記載すべき事項が記録された情報</b>で当該控除証明書を交付すべき者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて<b>電磁的方法により提供することができる</b>こととする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該控除証明書を提出し、又は提示したものとみなす。</p> <p>④ 電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により確定申告を行う場合において、マイナポータルを使用して取得する上記①の<b>控除証明書に記載すべき事項が記録された情報</b>で当該控除証明書を交付すべき者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものの送信をもって、当該控除証明書の添付等に代えることができることとする。</p>	<p>※令和5年分以後の所得税につき適用する。</p> <p>◆付録②参照</p> <p>※令和4年分以後の確定申告書を提出する場合につき適用</p> <p>※左記②及び③の改正は令和4年10月1日以後に給与所得者の保険料控除申告書を提出する場合につき適用</p> <p>※令和4年分以後の確定申告書を提出する場合につき適用</p>

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	Ⅲ その他 (続)	<p>4. 支払調書等の提出の特例制度等 支払調書等の提出の特例制度等について、磁気テープを提出する方法を除外する。</p> <p>5. 給与支払報告書等の提出方法 給与支払報告書等の提出方法について、磁気テープを提出する方法を除外する。</p> <p>6. 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額につき、次のとおりとする。 ① 基礎課税額に係る課税限度額を65万円(現行:63万円)に引き上げる。 ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円(現行:19万円)に引き上げる。</p>	
法人課税	Ⅰ 積極的な賃上げ等を促すための措置	<p>1. 大企業向け賃上げ促進税制(人材確保等促進税制) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が<b>3%以上</b>であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の<b>15%</b>の税額控除ができる制度とする。 この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が<b>4%以上</b>であるときは、税額控除率に<b>10%</b>を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が<b>20%以上</b>であるときは、税額控除率に<b>5%</b>を加算する。ただし、控除税額は当期の法人税額の<b>20%</b>を上限とする(所得税についても同様とする。) (注1) 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとする。 (注2) 上記の「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者(当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のものをいう。)に対する給与等の支給額をいい、上記の「継続雇用者比較給与等支給額」とは、前期の継続雇用者給与等支給額をいう。 (注3) 設立事業年度は対象外とする。 (注4) 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の<b>保存</b>(現行:確定申告書等への添付)をしなければならないこととする。</p> <p>2. 中小企業向け賃上げ促進税制(所得拡大促進税制) 中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を次のとおりとする見直しを行った上、その適用期限を1年延長する(所得税についても同様とする。) ① 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が<b>2.5%以上</b>である場合には、税額控除率に<b>15%</b>を加算する。 ② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が<b>10%以上</b>である場合には、税額控除率に<b>10%</b>を加算する。 (注) 上記1. の(注4)は、本税制においても同様とする。</p> <p>3. 特定税額控除規定を適用できないこととする措置の見直し 大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定(特定税額控除規定)を適用できないこととする措置について、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給額に係る要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては、0.5%以上)であること(現行:継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること)とする。 (注) 一定の場合には、当期が設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度である場合を含む。</p>	<p>◆付録③参照</p> <p>◆付録③参照</p>

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	I. 積極的な賃上げ等を促すための措置(続)	<p><b>4. 地方税における賃上げ促進税制の改組、見直し</b></p> <p>(1) 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度を改組し、法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たすときは、<b>控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとする。</b> (注)雇用安定控除との調整等所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 給与等の支給額が増加した場合の中小企業者等の税額控除制度 給与等の支給額が増加した場合の中小企業者等の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、一定の要件を満たすときに適用できるとされる<b>法人税の税額控除を、中小企業者等に係る法人住民税に適用する。</b></p> <p>(3) 中小企業における所得拡大促進税制について 中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を次のとおりとする見直しを行った上、その適用期限を1年延長する。 ① 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する。 ② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算する。</p>	
	II. オープンイノベーション促進税制の拡充	<p>1. 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税特例 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。 (1) 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間を15年未満(現行:10年未満)とする。 (2) 対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間を、特定株式の取得の日から3年(現行:5年)とする。 (注)特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間についても、3年(現行:5年)とする。</p> <p>2. 法人住民税及び法人事業税 法人住民税及び法人事業税について、オープンイノベーション促進税制の拡充に関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。</p>	
	III. 地方活性化・災害への対応	<p>1. 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却等 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度及び地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度について、次の措置を講ずる。 (1) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度につき次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。 ① 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年(現行:2年)を経過する日までの間に、取得等をして、事業の用に供した特定建物等を対象とする。 ② 中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)以外の法人の取得価額要件を2,500万円以上(現行:2,000万円以上)に引き上げる。 (2) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。 ① 「地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用又はパートタイムである新規雇用者を除いた数が2人以上であること」との要件を廃止する。 ② 対象雇用者の範囲に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の日以後に特定業務施設以外の施設において新たに雇用された無期雇用かつフルタイムの要件を満たす雇用者で同日を含む事業年度終了の日において特定業務施設に勤務する者を加える。 ③ 対象雇用者の範囲から、有期雇用又はパートタイムである転勤者を除外 (3) その他 省略</p>	☆所得税についても同様とする。

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人課税	Ⅲ 地方活性化・災害への対応(続)	<p><b>2. 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却等</b>                      認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度につき、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。                      (1) 特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資する基準について、次の見直しを行う。                      ① 特定基地局が開設計画に係る特定基地局(屋内等に設置するもの及び5G高度特定基地局を除く。)の開設計画が属する年度より前の年度に開設されたものであることとの要件を廃止し、5G高度特定基地局を加える。                      ② ローカル5Gシステムは、導入を行うシステムの用途がローカル5Gシステムの特性を活用した先進的なデジタル化の取り組みであるものに限定する。                      ③ 補助金等の交付を受けたものを除外する。                      (2) 特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすもののうち所定の周波数の電波を使用する無線設備の要件について、所要の見直しを行う。                      (3) 税額控除率を次のとおり見直す。                      ① 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業供用資産:15%※1                      ※1. 条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局の無線設備については9%                      ② 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業供用資産:9%※2                      ※2. 条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局の無線設備については5%                      ③ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業供用資産:3%</p> <p><b>3. 認定輸出事業者が輸出事業用資産の取得等をした場合の割増償却</b>                      農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の認定輸出事業者であるものが、同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、輸出事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5年間30%(建物及びその附属設備並びに構築物については35%)の割増償却ができることとする。                      (注1) 上記の「輸出事業用資産」とは、認定輸出事業計画に記載された輸出事業の用に供する施設に該当する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、次の要件等に該当するものをいう。                      ① 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと。                      ② 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金の交付を受けないこと。                      (注2) 割増償却は、輸出事業用資産の一定割合以上を輸出事業の用に供していることにつき証明された事業年度のみ、適用できることとする。</p>	<p>☆所得税についても同様とする。</p> <p>☆所得税についても同様とする。</p>
	Ⅳ 中小・小規模事業者の支援	<p><b>1. 交際費等の損金不算入制度</b>                      交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例(注)の適用期限を2年延長する。                      (注) 次のいずれかを選択適用できる措置。                      ① 交際費等を年800万円まで全額損金算入する                      ② 接待飲食費の50%を損金算入にする</p>	
	Ⅴ 経済と環境の好循環の実現	<p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(仮称)の制定を前提に、次の措置を講ずる。</p> <p><b>1. 環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合の特別償却</b>                      青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の環境負荷低減事業活動実施計画(仮称)又は特定環境負荷低減事業活動実施計画(仮称)の認定を受けた農林漁業者(当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等を含む。)であるものが、同法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、<b>環境負荷低減事業活動用資産の取得等</b>をして、その法人の環境負荷低減事業活動(仮称)又は特定環境負荷低減事業活動(仮称)の用に供した場合には、次の特別償却ができることとする。                      (1) 建物及びその附属設備並びに構築物・・・取得価額×16%                      (2) その他の資産・・・取得価額×32%</p>	<p>☆所得税についても同様とする。</p>



税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	V. 経済と環境の好循環の実現（続）	<p>(注) 上記の「環境負荷低減事業活動用資産」とは、認定環境負荷低減事業活動実施計画(仮称)又は認定特定環境負荷低減事業活動実施計画(仮称)に記載された環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、次の要件に該当するで、その取得価額が100万円以上のものをいう。</p> <p>① 次のいずれかに該当する設備等であること</p> <p>イ. 慣行的な生産方式と比較して環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる設備等(異なる営農条件で有効性の確認が行われたものに限る。)</p> <p>ロ. 環境負荷低減事業活動(環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる生産方式による事業活動に限る。)の安定に不可欠な設備等</p> <p>② 機械装置及び器具備品にあつては、次のいずれにも該当するものであること</p> <p>イ. 認定基盤確立事業実施計画(仮称)に従って行われる基盤確立事業(仮称)により生産されたものであること</p> <p>ロ. 一定期間内に販売されたモデルであり、上記イの認定基盤確立事業実施計画の認定時点でその販売台数がその販売者の旧モデルの販売台数を下回っているモデル(ベンチャー企業等が初めて事業化したモデルを含む。)のものであること</p> <p><b>2. 基盤確立事業用資産の取得等をした場合の特別償却</b></p> <p>青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の基盤確立事業実施計画(仮称)の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、<b>基盤確立事業用資産の取得等</b>をして、その法人の一定の基盤確立事業の用に供した場合には、次の<b>特別償却</b>ができることとする。</p> <p>(1) 建物及びその附属設備並びに構築物・・・取得価額×16%</p> <p>(2) その他の資産・・・取得価額×32%</p> <p>(注) 上記の「基盤確立事業用資産」とは、認定基盤確立事業実施計画に記載された基盤確立事業の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、化学農薬又は化学肥料に代替する生産資材(普及割合が一定割合以下のものに限る。)を製造する専門の設備等をいう。</p>	
	VI. 円滑・適正な納税のための環境整備	<p><b>1. 隠蔽仮装行為に基づく確定申告書等の場合の損金不算入措置</b></p> <p>法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書(その申告に係る法人税についての調査があつたことにより当該法人税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。以下同じ。)を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の売上原価その他原価の額(資産の販売又は譲渡における当該資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供における当該資産の取得に直接に要した額として一定の額を除く。以下「売上原価の額」という。)並びにその事業年度の販売費、一般管理費等の費用の額及び損失の額(以下「費用の額等」という。)は、次に掲げる場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額等を除き、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、<b>損金の額に算入しない</b>こととする。</p> <p>① 次に掲げるものにより当該売上原価の額又は費用の額等の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合(災害その他やむを得ない事情により、当該取引に係るイに掲げる帳簿書類の保存をすることができなかったことをその法人において証明した場合を含む。)</p> <p>イ. その法人が法人税法の規定により保存する帳簿書類</p> <p>ロ. 上記イに掲げるもののほか、その法人がその納税地その他の一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件</p> <p>② 上記①イ又はロに掲げるものにより、当該売上原価の額又は費用の額等の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合(上記①に掲げる場合を除く。)であつて、当該相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合</p> <p>(注) その法人がその事業年度の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額等のうち、その提出したその事業年度の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外する。</p>	<p>※令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <p>◆付録②参照</p>

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	VI 円滑・適正な納税のための環境整備（続）	<p><b>2. みなし配当の額の計算方法等の見直し</b>                  みなし配当の額の計算方法等について、次の見直しを行う。                  ① 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とする。                  (注) 出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算及び資本金等の額から減算する金額についても、同様とする。                  ② 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとする。</p> <p><b>3. 事後交付における圧縮記帳の明確化</b>                  次の制度について、固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合等の取扱いを法令上明確化する。                  ① 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度                  ② 工事負担金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度                  ③ 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度                  ④ 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度                  ⑤ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例</p> <p><b>4. 少額の減価償却資産等の取得価額の損金算入制度の見直し</b>                  (1) 少額の減価償却資産                  少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度につき、対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付けの用に供したものを除外する。ただし、当該貸し付けが、主要な事業として行われるものを除く。                  (2) 一括償却資産                  一括償却資産の損金算入制度について、対象資産から貸付けの用に供した資産を除外する。ただし、当該貸し付けが、主要な事業として行われるものを除く。</p> <p><b>5. 確定申告書等の添付書類記載事項の提供方法</b>                  電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により法人税及び地方法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人の添付書類記載事項の提供方法から、磁気テープを提出する方法を除外する。                  eLTAXにより法人住民税及び法人事業税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人の添付書類記載事項の提供方法についても同様とする。</p>	<p>☆所得税についても同様とする。 ◆付録④参照</p> <p>☆左記①及び⑤の制度は所得税についても同様とする。</p> <p>☆所得税についても同様とする。 ◆付録⑤参照</p>
	VII その他の租税特別措置	<p><b>1. 交際費等の損金不算入制度</b>                  交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例(資本金の額等が100億円以下の中小法人以外の接待飲食費の50%を損金算入する措置)の適用期限を2年延長する。</p> <p><b>2. 障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却制度</b>                  障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却制度は、適用期限の到来をもって廃止する。</p> <p><b>3. 倉庫用建物等の割増償却制度</b>                  倉庫用建物等の割増償却制度について、割増償却率を8%(現行:10%)に引き下げる等の直しを行った上、その適用期を2年延長する。</p> <p><b>4. 土地等の先行取得をした場合の課税の特例の規定削除</b>                  平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例は、適用期限が到来したため、その規定を削除する。</p> <p><b>5. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例</b>                  中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例にき、対象資産から貸付けの用に供した資産を除外した上、その適用期限を2年延長する。ただし、当該貸し付けが主要な事業として行われるものを除く。</p>	<p>☆所得税についても同様とする。</p> <p>☆所得税についても同様とする。</p> <p>☆所得税についても同様とする。</p> <p>☆所得税についても同様とする。</p> <p>☆所得税についても同様とする。 ◆付録⑤参照</p>

税目	内容	細目	適用時期						
法人課税	Ⅷ その他	<p><b>1. グループ通算制度の見直し</b> グループ通算制度の施行に伴い、①投資簿価修正制度、②通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度、③益金不算入及び損金不算入の対象となる通算税効果額、④共同事業性がない場合等の通算法人の欠損金額の切捨て等の支配関係5年継続要件その他に関して所要の見直しを行う。</p> <p><b>2. 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し</b> 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人に係る法人事業税の所得割について、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を1%とする等の所要の措置を講ずる。</p>	※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。						
資産課税	Ⅰ 直系尊属からの住宅取得等資金贈与に係る非課税措置	<p><b>1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等</b></p> <p>(1) 適用期限 現行の適用期限(令和3年12月31日)を、令和5年12月31日まで2年延長する。</p> <p>(2) 非課税限度額 住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の区分</th> <th>非課税限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の住宅用家屋</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 既存住宅用家屋の要件 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす。)であることを加える。</p> <p>(4) 受贈者の年齢要件を18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げる。 (注) 上記(2)を除く。)の改正は、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置及び震災特例法の贈与税の非課税措置についても同様とする。なお、住宅取得等資金の贈与に係る震災特例法の贈与税の非課税措置に係る非課税限度額は、現行制度と同額とする。</p>	住宅用家屋の区分	非課税限度額	耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円	上記以外の住宅用家屋	500万円	※左記の改正は令和4年1月1日(左記(4)の改正は、同年4月1日)以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税につき適用する。
住宅用家屋の区分	非課税限度額								
耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円								
上記以外の住宅用家屋	500万円								
	Ⅱ 土地に係る負担調整措置	<p><b>1. 土地に係る固定資産税等の負担調整措置</b></p> <p>(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置 令和4年度限りの措置として、商業地等(負担水準が60%未満の土地に限る。)の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%(現行:5%)を加算した額(ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。)とする。</p> <p>(2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置 固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。</p>							
	Ⅲ 租税特別措置等	<p><b>1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度</b> 特例承継計画の提出期限を1年延長(令和6年3月31日まで)する。</p> <p><b>2. 登録免許税の税率の軽減措置</b> 住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <p><b>3. 住宅用家屋の築年数要件の廃止等</b> 住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置、特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置等の適用対象となる住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす。)であることを加えた上、その適用期限を2年延長する。</p>							

税目	内容	細目	適用時期
資産課税	Ⅲ 租税特別措置等 (続)	<p>4. 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置 適用期限を2年延長する。</p> <p>5. 耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減免措置 耐震改修等を行った住宅に対して、次の措置を講ずる。 ① 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。 ② バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。 ③ 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。 イ. 適用対象となる住宅を、平成26年4月1日に存していた住宅(現行:平成20年1月1日に存していた住宅)とする。 ロ. 工事費要件を、50万円超から60万円超(断熱改修に係る工事費が60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超)に引き上げるほか、これに伴う所要の措置を講ずる。</p> <p>6. 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置(床面積の2倍(200㎡を限度)相当額等の減額)について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。</p>	
	Ⅳ その他	<p>1. 相続税に係る死亡届の情報等の通知 相続税に係る死亡届の情報等の通知について、次の見直しを行う。 ① 法務大臣は、死亡等に関する届書に係る届書等情報等の提供を受けたときは、当該届書等情報等及び当該死亡等をした者の戸籍等の副本に記録されている情報を、当該提供を受けた日の属する月の翌月末日までに、<b>国税庁長官に通知</b>しなければならない。 ② 市町村長は、当該市町村長等が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する届書の受理等をしたときは、当該死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項等を、当該届書の受理等をした日の属する月の翌月末日までに、<b>当該市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知</b>しなければならない。</p> <p>2. 調書の提出方法 調書の提出方法について、磁気テープを提出する方法を除外する。</p>	※戸籍法の一部を改正する法律の施行の日以後に適用する。
消費課税	Ⅰ 適格請求書等保存方式に係る見直し	<p>1. 適格請求書発行事業者の登録に関する見直し 適格請求書発行事業者の登録について、次の見直しを行う。 ① 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとする。 ② 上記①の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者(その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除く。)のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその<b>登録日以後2年を経過する日の属する課税期間</b>までの各課税期間については、<b>事業者免税点制度を適用しない</b>。 ③ 特定国外事業者(事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者をいう。)以外の者であって納税管理人を定めなければならないこととされている事業者が適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合には、<b>税務署長はその登録を拒否することができることとし、登録を受けている当該事業者が納税管理人を定めていない場合には、税務署長はその登録を取り消すことができることとする</b>。 ④ 事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた場合には、<b>税務署長はその登録を取り消すことができることとする</b>。</p> <p>2. 仕入明細書等による仕入税額控除 仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り、行うことができることとする。</p>	◆付録⑥参照

税目	内容	細目	適用時期
消費課税	I. 適格請求書等保存方式に係る見直し（続）	<p>3. 区分記載請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合 区分記載請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合について、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けることができることとする。</p> <p>4. 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産については、その棚卸資産に係る消費税額の全部を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の対象とする。</p> <p>5. 特定収入がある場合の仕入控除税額の特例に係る調整措置 課税仕入れ等に係る特定収入について仕入税額控除の制限を受ける事業者が、その特定収入の5%を超える金額を免税事業者等からの課税仕入れに充てた場合について、法令又は交付要綱等により国等にその用途を報告すべきこととされる文書等においてその課税仕入れに係る支払対価の額を明らかにしている場合には、その特定収入のあった課税期間の課税売上割合等に応じその課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として計算した金額を、その明らかにした課税期間の課税仕入れ等の税額に加算できることとする。</p>	<p>※前頁2.及び左記3～6までの改正は令和5年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れにつき適用する。</p>
	II. その他	<p>1. 個人事業者の消費税の納税地の異動があった場合 個人事業者の消費税の納税地の異動があった場合に提出することとされている届出書について、その提出を不要とするほか、所要の整備を行う。</p>	<p>※令和5年1月1日以後の納税地の異動等につき適用する。</p>
国際課税	I. 過大支払利子税制の見直し	<p>1. 過大支払利子税制の見直し 対象純支払利子等に係る課税の特例（いわゆる「過大支払利子税制」）について、外国法人の法人税の課税対象とされる次に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額についても適用する。 また、法人住民税及び法人事業税についても、国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。 (1) 恒久的施設を有する外国法人に係る恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得 (2) 恒久的施設を有しない外国法人に係る国内源泉所得</p>	
納税環境整備	I. 税理士制度	<p>1. 税理士制度の見直し 税理士制度について、次の見直しを行う。 (1) 税理士の業務の電子化等の推進 ① 税理士及び税理士法人は、税理士の業務の電子化等を通じて、納税義務者の利便の向上及び税理士の業務の改善進歩を図るよう努めるものとする旨の規定を設けることとする。 ② 税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項に、<b>税理士の業務の電子化に関する規定を加える</b>とともに、この規定についてその会則を変更するときは、財務大臣の認可を受けなければならないこととする。 (2) 税理士事務所の該当性の判定基準の見直し 税理士事務所に該当するかどうかの判定について、<b>設備又は使用人の有無等の物理的な事実により行わない</b>こととする等の運用上の対応を行う。 (3) 税務代理の範囲の明確化 ① 税務代理を行うに当たって前提となる通知等について、<b>税務代理権限証書に記載された税理士又は税理士法人が受けることができる</b>ことを明確化する等の運用上の対応を行う。 ② 税務代理権限証書について、<b>税務代理に該当しない代理をその様式に記載することができる</b>こととする等の見直しを行う。 (4) 税理士会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任の電子化 税理士会及び日本税理士会連合会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任について、<b>電磁的方法により行うことができる</b>こととする。 (5) 税理士名簿等の作成方法の明確化 税理士名簿及び税理士法人の名簿、税理士又は税理士法人が作成する税理士業務に関する帳簿等について、<b>電磁的記録をもって作成すること（現行：磁気ディスク等をもって調製すること）</b>ができることとする。</p>	<p>◆付録⑦参照</p> <p>※令和5年4月1日から施行</p> <p>※令和5年4月1日から適用</p> <p>※左記②の改正は令和6年4月1日以後に提出する税務代理権限証書につき適用</p>

税目	内容	細目	適用時期
納税環境整備	I. 税理士制度(続)	<p>(6) 税理士試験の受験資格要件の緩和 税理士試験の受験資格について、次の見直しを行う。</p> <p>① 会計学に属する科目の受験資格を不要とする。</p> <p>② 大学等において一定の科目を修めた者が得ることができる受験資格について、その対象となる科目を社会科学に属する科目(現行:法律学又は経済学)に拡充する。</p> <p>(7) 税理士法人制度の見直し</p> <p>① 税理士法人の業務の範囲に、次に掲げる業務を加える。 イ. 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務 ロ. 後見人等の地位に就き、他人の法律行為について代理を行う業務等</p> <p>② 税理士法人の社員の法定脱退事由に、懲戒処分等により税理士業務が停止されたことを加える。</p> <p>(8) 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等</p> <p>① 財務大臣は、税理士であった者につき税理士であった期間内に懲戒処分の対象となる行為又は事実があると認めるときは、その税理士であった者が懲戒処分を受けるべきであったことについて決定をすることができることとする。この場合において、財務大臣は、その税理士であった者が受けるべきであった懲戒処分の種類(その懲戒処分が税理士業務の停止の処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間)を明らかにしなければならないこととする。 (注)財務大臣は、上記の決定をしたときは、遅滞なくその旨を官報をもって公告しなければならない。</p> <p>② 税理士の欠格条項に、上記①により税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、その決定を受けた日から3年を経過しないものを加える。</p> <p>③ 税理士の登録拒否事由に、上記①により税理士業務の停止の懲戒処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、上記①により明らかにされた税理士業務の停止をすべき期間を経過しないものを加える。</p> <p>(9) 懲戒処分等の除斥期間の創設 税理士等に係る懲戒処分について、懲戒の事由があったときから10年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができないこととする。 (注) 税理士法人の税理士法違反行為等に対する処分及び上記(8)①の決定について、上記と同様の措置を講ずる。</p> <p>(10) 税理士法に違反する行為又は事実に関する調査の見直し</p> <p>① 税理士法に違反する行為又は事実に関する調査に係る質問検査等の対象に、税理士であった者及び税理士業務の制限又は名称の使用制限に違反したと思料される者を加える。</p> <p>② 国税庁長官は、税理士法に違反する行為又は事実があると思料するときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることができることとする。</p> <p>(11) 添付書面に関する様式の整備 税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項等を記載した書面について、税理士の実務を踏まえたその書面に関する様式の簡素化等の見直しを行う。</p> <p>(12) 税理士試験受験願書等に関する様式の整備 税理士試験受験願書に関する様式について、その税理士試験受験願書に添付すべき写真の大きさ以外の制限を不要とする等の見直しを行う。</p>	<p>※令和5年4月1日から施行</p> <p>※令和5年4月1日以後にした違反行為等につき適用</p> <p>※令和5年4月1日以後にした違反行為等につき適用</p> <p>※左記①の改正は令和5年4月1日以後に行う質問検査等に、左記②の改正は同日以後に行う協力の求めに、それぞれ適用 ※令和6年4月1日以後に提出する添付書面につき適用</p>
	II. 過少申告加算税等の加重措置	<p>1. 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備</p> <p>過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、納税者が、一定の帳簿(その電磁的記録を含む。)に記載すべき事項に関し、所得税、法人税又は消費税(輸入に係る消費税を除く。2.において同じ。)に係る修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定があった時前に、国税庁等の当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき(当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。)は、当該帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額に当該申告漏れ等に係る所得税、法人税又は消費税の10%(次の(2)に掲げる場合に該当する場合には、5%)に相当する金額を加算した金額とするほか、所要の措置を講ずる。</p>	<p>※令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。</p> <p>◆付録②参照</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
納税環境整備	Ⅱ 過少申告加算税等の加重措置（続）	<p>(1) 当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合</p> <p>(2) 当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分である場合（上記(1)に掲げる場合に該当する場合を除く。）</p> <p>(注1) 上記の「一定の帳簿」とは、次に掲げる帳簿のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載についての調査のために必要があると認められるものをいう。</p> <p>① 所得税又は法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳及び総勘定元帳</p> <p>② 所得税又は法人税において上記①の青色申告者以外の者が保存しなければならないこととされる帳簿</p> <p>③ 消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿</p> <p>(注2) 上記(1)の「記載が著しく不十分である場合」とは、当該帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち2分の1以上が記載されていない場合をいい、上記(2)の「記載が不十分である場合」とは、当該帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち3分の1以上が記載されていない場合をいう。また、これらの金額が記載されていないことにつきやむを得ない事情があると認める場合には、運用上、適切に配慮することとする。</p>	
	Ⅲ 財産債務調書制度等	<p>1. 財産債務調書制度等の見直し</p> <p>財産債務調書制度等について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 財産債務調書の提出義務者の見直し                      現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。</p> <p>(2) 財産債務調書等の提出期限の見直し                      財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日（現行：その年の翌年の3月15日）とする（国外財産調書についても同様とする。）。</p> <p>(3) 提出期限後に財産債務調書等が提出された場合の宥恕措置の見直し                      提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用することとする（国外財産調書についても同様とする。）。</p> <p>(4) 財産債務調書等の記載事項の見直し                      財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満（現行：100万円未満）に引き上げるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しを行う。</p>	<p>※令和5年分以後の財産債務調書につき適用</p> <p>※令和5年分以後の財産債務調書等につき適用</p> <p>※財産債務調書等が令和6年1月1日以後に提出される場合につき適用</p> <p>※令和5年分以後の財産債務調書等につき適用</p> <p>◆付録⑧参照</p>
	Ⅳ 地方税務手続きのデジタル化	<p>1. eLTAX を通じた申告・申請に係る対象手続の拡大                      納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAX を通じて行うことができるよう所要の措置を講ずる。</p> <p>2. eLTAX を通じた電子納付の対象税目の拡大                      地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目を拡大し、納税者が全ての税目について、eLTAX を通じて納付を行うことができるよう所要の措置を講ずる。</p> <p>3. eLTAX を通じた電子納付に係る納付手段の拡大</p> <p>(1) eLTAX を通じた電子納付について、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付を可能とするため、納税者が、地方税共同機構が指定する者（機構指定納付受託者）に納付の委託を行うことができることとする。</p> <p>(2) 機構指定納付受託者が指定日までに地方税共同機構に納付したときは、当該機構指定納付受託者が委託を受けた日に遡って、納税者から納付があったものとみなす。</p> <p>(3) 納税者が機構指定納付受託者を通じた納付手続を行った場合であって、当該機構指定納付受託者が指定日までに地方税共同機構に納付しなかったときには、地方公共団体は、保証人に関する徴収の例により当該機構指定納付受託者から徴収する。</p>	<p>※令和4年4月1日から施行し、準備が整ったものから順次対応</p> <p>※令和5年4月1日以後の納付につき適用</p> <p>※令和5年4月1日以後に地方税の納付委託する場合につき適用</p>

税目	内容	細目	適用時期
納税環境整備	V. その他	<p><b>1. 修正申告書等の記載事項の整備</b> 修正申告書及び更正請求書の記載事項から、その申告前又はその請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外するほか、所要の整備を行う。</p> <p><b>2. 個人番号カードを利用した e-Tax の利便性の向上</b> あらかじめ行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置(国税庁長官が定めるものに限る。)が行われた場合には、個人番号カードを用いて電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により申請等を行う際に、識別符号及び暗証符号の入力並びに電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。 (注) 上記改正と併せて、e-Tax による手続の簡素化・合理化、GビズID(法人共通認証基盤)を活用した申請等、スマートフォンを使用して上記の本人確認の措置を行うことを可能とする等、申告利便等の更なる向上に取り組む。</p> <p><b>3. 添付書面等記載事項の提供方法の見直し</b> 添付書面等記載事項の提供方法について、次の見直しを行う。 (1) 報処理組織を使用する方法(e-Tax)による相続税の申告書の添付書面等記載事項(添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項をいう。)の提供方法に、光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法を加える。 (2) 電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)による法人税及び地方法人税の確定申告書等の添付書面等記載事項の提供方法から、磁気テープを提出する方法を除外する。</p> <p><b>4. 特定納付手続に使用する識別符号の通知手続の e-Tax に係る識別符号及び暗証符号の通知手続への統合</b> 国税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納付手続(以下「特定納付手続」という。)について、特定納付手続に使用する識別符号を通知する手続等を廃止する。 (注) 令和5年1月1日において、既に特定納付手続に使用する識別符号が通知されている者(同日において電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)に係る暗証符号が通知されている者を除く。)に対し、電子情報処理組織を使用する方法に係る暗証符号を通知するものとする。</p> <p><b>5. スキャナ保存制度等の整備</b> 国税関係書類に係るスキャナ保存制度及び電子取引(取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。)の取引情報に係る電磁的記録の保存制度のタイムスタンプ要件について、その付与期間内に国税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプ(現行：一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ)を付すこととする。 (注) 令和4年4月1日から令和5年7月29日までの間に保存が行われる国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録のタイムスタンプ要件について、従前どおり上記の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すことを可能とする経過措置を講ずる。</p> <p><b>6. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存の宥恕措置</b> 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずる。 (注) 上記措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとする。</p>	<p>※令和4年12月31日以後に課税期間が終了するに係る修正申告書等につき適用 ※令和5年1月1日以後に行う申請等につき適用</p> <p>※令和5年1月1日から施行</p> <p>※令和4年4月1日以後に保存が行われる国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録につき適用</p> <p>※令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報につき適用</p>



税 目	内容	細 目	適用時期
納 税 環 境 整 備	V. その他 (続)	<p><b>7. 上場株式等の配当所得等に係る課税方式</b></p> <p>(1) 個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を<b>所得税と一致させる</b>こととする。</p> <p>(2) 上記(1)に伴い、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備を行い、その他所要の措置を講ずる。</p> <p><b>8. 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備</b></p> <p>(1) 公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に、<b>退職手当等を含まない</b>合計所得金額を用いることとする。</p> <p>(2) 給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書並びに公的年金等受給者の扶養親族申告書及び公的年金等支払報告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し、申告することとする等の措置を講ずる。</p> <p>(3) 確定申告書における個人住民税に係る附記事項に、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を追加する。</p>	<p>※令和6年度分以後の個人住民税につき適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。</p> <p>☆ 地方税法第50条の2(退職所得の特例)</p> <p>※令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等につき適用</p> <p>※令和4年分以後の確定申告書を令和5年1月1日以後に提出する場合に適用</p>
関 税	I. 暫定税率等	<p><b>1. 暫定税率(412品目)及び特別緊急関税制度の適用期限の延長</b></p> <p>令和4年3月31日に適用期限の到来する暫定税率(412品目)及び特別緊急関税制度について、令和5年3月31日まで適用期限の延長を行う。</p> <p><b>2. 加糖調製品に係る暫定税率の引下げ</b></p> <p>加糖調製品(6品目)について、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大に伴い、暫定税率の引下げを行う。</p>	

税 目	細 目
検 討 事 項	<p>1. <b>年金課税</b>については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、<b>拠出・運用・給付</b>を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</p> <p>2. <b>デリバティブ取引</b>に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、<b>早期</b>に検討する。</p> <p>3. <b>小規模企業等に係る税制のあり方</b>については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、<b>個人と法人成り企業に対する課税のバランス</b>を図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「<b>所得の種類に応じた控除</b>」と「<b>人的控除</b>」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>4. <b>カーボンニュートラル実現に向けたポリシーミックス</b>については、政府の議論も踏まえつつ、産業競争力の強化、イノベーションや投資の促進につながり、成長に資するものとなるかどうかという観点から、<b>専門的・技術的な検討を進める</b>。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無、国際的な動向やわが国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえ、<b>国益の観点から、主体的かつ戦略的に検討するものとする</b>。</p> <p>5. <b>自動車関係諸税</b>については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、<b>国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う</b>。</p> <p>6. <b>原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化</b>については、<b>引き続き検討する</b>。</p> <p>7. <b>帳簿等の税務関係書類の電子化</b>を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、記帳水準の向上、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者側での対応可能性や事務負担、必要なコストの低減状況も考慮しつつ、<b>税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る</b>。</p> <p>8. <b>事業税</b>における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、<b>税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する</b>。</p> <p>9. <b>電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税</b>については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、<b>事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する</b>。</p>